青森県庁舎耐震・長寿命化改修設計プロポーザル質問に対する回答
（技術提案以外に係る質問）

	質問事項	回答
1	資料2プロポーザル作成要領について P7様式2の2事務所及び協力事務所の体制（技術職員数・資格）の記載について以下のように考えましたがよろしいでしょうか。 代表者：プロポーザル参加者の組織（参加者） 構成員 1、2：プロポーザル参加者の組織（参加者）がJVである場合の構成組織 協力者：一部業務を再委託する場合の再委託先の協力事務所 「記載の人数：組織、事務所の全体の中での当該人数を記載する。」	資料２青森県庁舎耐震・長寿命化改修設計プロポーザル作成要領（以下、「プロポーザル作成要領」という。）Ｐ７様式２は、別添（ホームページに掲載）のとおり修正します。 なお、本プロポーザルへの設計共同体での参加は認めていません。
2	資料2 プロポーザル作成要領について P11様式6の○○担当主任技術者の業務実績：備考2にある「ある一の担当技術者についてのみ記載すること」ありますが、これは「建築（意匠）、建築（構造）、電気、 機械の4人の主任技術者の内の一人のみを選択して、様式6の業務実績をまとめる」と考えてよろしいでしょうか。	プロポーザル作成要領P11様式6は、建築（意匠）、建築（構造）、電気、機械の担当主任技術者ごとに作成し、○○担当の○○の部分に建築（意匠）などと記載した上で、プロポーザル作成要領の様式4に記載した実績の中より、本件の業務内容に近い実績を優先して1件記載してください。
3	資料2 プロポーザル作成要領について P12様式7の備考3に「個人名等が特定できる語句、記号等は使用しないこと」とありますが、事務所名、代表者名、所在地、氏名等はそのまま記載してよろしいでしょうか	プロポーザル作成要領の様式7（P12）及び8（P13）については、副本の事務所名、代表者名及び所在地の部分を記入しないでください。なお、これに伴い、プロポーザル作成要領P2の4（1）エを別添（ホームページ掲載）のとおり追加修正します。
4	耐震改修設計の内容について、第三者機関の評価は必要でしょうか。	資料3青森県建築設計業務委託特記仕様書（案）Ⅱ1.(2)追加業務の内容及び範囲における「耐震診断改修報告書作成・判定委員会対応業務」により、耐震改修設計の内容について、第三者機関の評価は必要です。
5	地下にあった全自動除鉄装置の役割と使われ方を教えていただけないでしょうか。また、現在も使用しておりますでしょうか。	県庁舎東棟、南棟、議会棟のトイレ洗浄水として、井戸水を使用しており、その井戸水の鉄分除去のため、現在も全自動除鉄装置を使用しています。

6	資料3青森県建築設計業務委託特記仕様書(案)について P7(3)協力者(3.22)【建築設計を再委託する場合】a協力者の資格要件は構造設計一級建築士とありますが建築意匠の一部業務(構造を含まず)を再委託する場合は一級建築士と読み替えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。なお、資料4青森県建築設計業務委託共通仕様書(案)3.7.1 及び資料5建築設計業務委託契約書(案)第12条第1項において、設計業務等における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理は再委託できないので、注意ください。